

共同生活援助事業所 七色の麦
第1回地域連携推進会議議事録

1、2026年2月25日13:00~15:10

2、場所 七色の麦 赤色の麦居間

3、出席者【9名】

地域関係 品野連合自治会会長 水野 勝美 様
瀬戸市障害福祉担当者 社会福祉課 主任 廣瀬 冴香 様
瀬戸市障害福祉担当者 社会福祉課 主事 梶原 史帆 様
地域の福祉関係者 社会福祉法人くわの実福社会 まゆ施設長 黒田 直美 様
利用者家族 障害者とともに歩む麦の会 ██████████ 様
利用者 七色の麦 赤色の麦 ██████████ 様
利用者 七色の麦 青色の麦 ██████████ 様

七色の麦 管理者 渡邊 覚
七色の麦 サービス管理責任者 稲垣 聡

4、議題

(1)共同生活援助事業所 七色の麦について

渡邊管理者より、レジュメに沿って共同生活援助事業所「七色の麦」の概要が説明された。

特に、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定検証調査報告書(2025年7月厚生労働省・社会援護局障害保健福祉部)の調査結果と七色の麦令和6年度実績の比較により、七色の麦利用者が全国的な傾向に比べ重度障害者の利用が多い事、強度行動障害や医療的ケア、常時車いす利用の利用が多いことなどが紹介された。

(2)権利擁護・虐待防止・身体拘束適正化の取り組みについて

渡邊管理者より、七色の麦での権利擁護・虐待防止・身体拘束適正化の取り組みについて説明された。

特に、日常的な場面をとらえて、身近に感じられるよう写真を使った1枚壁新聞研修の取り組みが紹介された。

稲垣サービス管理責任者より、毎年丁寧な総括を実施し、職員の人権意識や介護技術向上を目指している内容を、令和6年度事業報告書を活用して紹介された。

社会福祉法人麦の紹介ビデオを視聴していただき、理解を深めていただく機会を設けた。

(3)苦情解決の取り組みについて

レジュメ掲載を見ていただくのみとなった。

(4)防災対策の取り組み

渡邊管理者より、社会福祉法人全体の防災備品備蓄状況、今後の整備方針が説明された。

今年度、生活介護事業所麦の里に非常用自家発電装置を設置したこと、今後七色の麦、第2麦の里にも整備していく事が紹介された。

日用品などは、普段使うものをローリングして使う「フェーズフリー」という手法に順次切り替え備蓄していくことが紹介された。

(6)七色の麦(赤色の麦・緑色の麦)施設内見学
居室や浴室、トイレなどの状況を見ていただいた。

(7)青色の麦施設内見学
居室や浴室、トイレなどの状況を見ていただいた。

(5)仲間(利用者)からの話
社会福祉法人麦では利用者のことを「仲間」と呼んでいることが紹介された。

■■■■さん: 洗い物を手伝いをしたり、洗濯物は自分でしている。自分の部屋で楽しみにしているドラマを見て過ごしている。

■■■■さん: 体験入所の仲間とも仲良く過ごしている。テレビの前でくつろいだり、Amazon ミュージックを聞いたりしている。365日の紙ヒコーキが大好き。洗濯物は畳む手伝いをしている。

(8)まとめ(参加者からのご意見)

黒田様 人員配置が手厚いが、どのような工夫をしているか。

渡邊 レクの時や医療的ケアや強度行動障害の方が体験利用する時などは更に人員を多く配置している。法人全体で兼務体制をとっているので、人件費は按分で何とか凌いでいるが、やればやるほど赤字になる現状。

水野様 介護のことは介護した者しか分からないことがある。こうした施設が地域の中にあることは、頼もしい事である。

渡邊 地域の中で協力し合っていきたい。

■■■■様 病気の時や怪我した時の通院体制はどうなっているか。特に障害者の場合どこの病院でも構わないという事ではないため、指定した病院に連れて行ってくれるのか。

渡邊 現状でも定期通院に昼間の施設である麦の里や第2麦の里職員が連れていく事例が多くなっている。緊急の場合も、地域の病院や嘱託医の浅野内科に受診している。今後こうした事例は多くなると予想しているが、そもそも定期受診の場合は、施設の仕事ではなくヘルパーさんなどを利用させていただきたいと思っているが、自分たちだけでやれることには限界を感じている。ホームの場合、国の制度では、月2回ヘルパーを利用できることになっている。

廣瀬様 ホームの場合、ホームの職員が連れていくことになっている。ヘルパーを月2回利用できる制度もあるが、条件がいろいろある。

■様 この間怪我した時に近くの病院に連れて行ってもらったが、障害者の特性を理解されておらず、コロニー受診したら骨が折れていることが分かった。コロニーに連れて行っていただきたい。

渡邊 コロニーは、周産期の医療機関に移行していて、特に成人の方の受診は断られるケースが多くなっている。親御さんと医師とのかかわりで引き続き受診できている方も多いが、施設として受診をお願いしても断られると思う。また、連れていくにも時間が掛かるので、職員体制が整わないと難しい場面もある。

黒田様 近くの病院受診支援は行っているが、遠い病院や指定病院だとオプションという形で別料金をいただいて支援する場合もある。

渡邊 施設だけで何でも賄うという事は限界に来ている。今後報酬が上がったり制度が良くなるというのは期待しにくい状況でもある。麦では、訪問医療と個人が契約していただいて、緊急時に備えるという事を始めている。社会資源を活用して、チームで対応していくことが必要と思っている。

共同生活援助事業所 七色の麦 地域連携推進会議議題

2026.2.25 13:00
共同生活援助事業所七色の麦

1、「共同生活援助事業所 七色の麦」について

★サービスを提供する事業者

名称	社会福祉法人麦
所在地	愛知県瀬戸市上品野町1354番地12
電話番号	0561-41-4124
代表者氏名	理事長 渡邊 覚
設立年月	平成15年7月17日

★利用施設

事業所の種類	指定共同生活援助(介護サービス包括型)	
事業所の名称	七色の麦	
事業所の所在地	本体住居 緑色の麦	愛知県瀬戸市中品野町606番地1
	本体住居 赤色の麦	愛知県瀬戸市中品野町606番地1
	本体住居 青色の麦	愛知県瀬戸市品野町1丁目220番地21
連絡先	緑色の麦・赤色の麦	電話番号 0561-65-3011 ファックス 0561-65-3012
	青色の麦	電話番号 0561-42-5550 ファックス 0561-42-5550
管理者	渡邊 覚	
サービス管理責任者	稲垣 聡	
サービスの実施地域	瀬戸市及び尾張旭市、春日井市、小牧市、名古屋市守山区等	
主たる対象者	知的障害者・精神障害者・身体障害者	
定員	15名	
開設年月日	平成27年4月1日	
事業所番号	2327400046	

★定員 各ホーム5名 合計15名

緑色の麦の1室を体験入所枠として活用しています。

★利用者の状況

入所メンバー

2025.3.31現在	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	合計
名古屋市 中核市	男							
	女			1				1
その他 県内市町村	男		3	5			1	9
	女		1	2	1			4
愛知県外	男							
	女							
合計	男		3	5			1	9
	女		2	2	1			5

体験入所メンバー

2022.3.31現在		10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	合計
名古屋市 中核市	男								
	女								
その他 県内市町村	男			5	1	2			8
	女		1	2	1				4
愛知県外	男		2						2
	女								
合計	男		2	5	1	2			10
	女		1	2	1				4

★利用者の障害支援区分等

	期日	なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
障害支援区分	4/1現在					3	2	9	14
	3/31現在					3	2	9	14
体験・支援区分	人数					1	4	9	14

2025年7月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

令和6年度障害福祉サービス用報酬改定検証調査報告書 436地点調査から抜粋

障害支援区分	なし	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	合計
実数	844	92	1,124	1,163	940	681	565	5,409
パーセント	15.6%	1.7%	20.8%	21.5%	17.4%	12.6%	10.4%	100.0%
	59.6%				40.4%			100.0%

厚労省調査と七色の麦の障害種別等比較

	厚労省調査		七色の麦(体験含む)	
身体障害者	302	5.6%	18	64.3%
知的障害者	3,008	55.6%	10	35.7%
精神障害者	2,071	38.3%		0.0%
難病	28	0.5%		0.0%
(再掲) 強度行動障害	421	7.8%	14	50.0%
(再掲) 視覚障害者	65	1.2%	5	17.9%
(再掲) 要医療的ケア	58	1.1%	6	21.4%
(再掲) 日常的車椅子利用	179	3.3%	8	28.6%

身体・知的重複
は身体でカウント

- 利用者の障害支援区分の分布は、全国調査で見ると障害支援区分3以下の割合が多くなっていますが、七色の麦は、重度障害者の利用者が多くなっています。障害支援区分6の割合は64.3%となっています。

(体験入所を除く区分6は現在11名(78.6%)、区分5は0名)

また、七色の麦は複数の障害を併せ持つ方が多く、障害種別の比較のとおり、身体障害者の割合が突出して高くなっています。

- 強度行動障害、視覚障害、医療的ケアの必要な方、日常的車椅子利用者の割合も全国調査に比べ突出して高くなっています。

★利用者 28 名中 21 名が重度支援対象者
(レギュラー14 名中 10 名、体験 14 名中 11 名)

重度支援対象者とは・・・

- 強度行動障害・・・行動の著しい困難(自傷他害、こだわり、パニックなど)があり、専門的な対応が必要な方。
- 重度障害者・・・障害支援区分6以上に該当する者、意思疎通を図ることに著しい支障がある者、重度訪問介護の対象者であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある者のうち次のいずれかに該当する者
 - ・人工呼吸器による呼吸管理を行っている者(筋ジストロフィー、脊椎損傷など)
 - ・最重度の知的障害がある者(重症心身障害者など)

★医療的ケア・日常の医療との連携

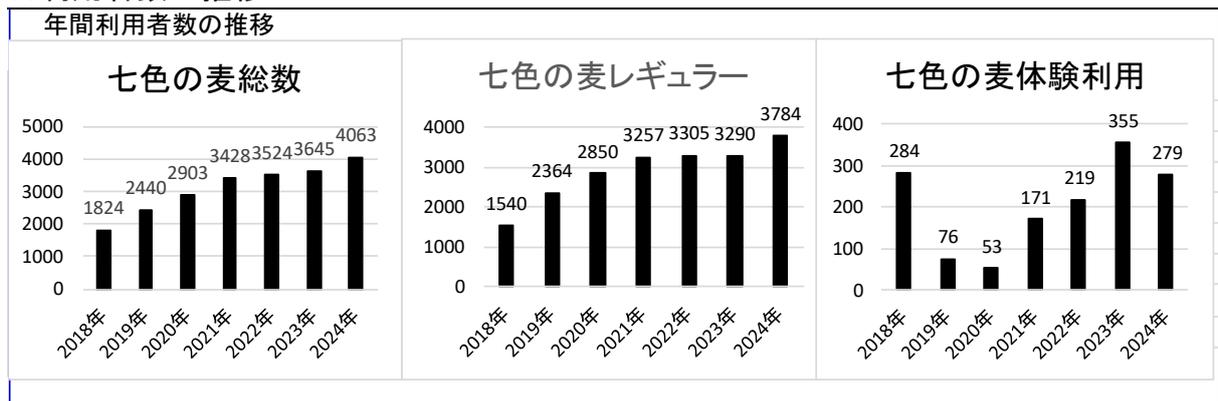
医療的ケア(経管栄養、喀痰など)の必要な方の受け入れは、看護師が常駐出来ないため体験入所のみとなっています。今後、看護師の補充、喀痰吸引等研修修了者の育成に努めます。

また、日常的な医療連携体制として、訪問看護事業所との連携契約、利用者個人の訪問医療事業者との契約を行っており、緊急時の対応も含め体制を整えています。

★現在1名のみ365日対応となっています。

家族の状況や障害者本人の状況から365日対応を希望する方も増えつつあり、将来計画として365日対応ホームを検討しています。(土地確保済み)

★利用者数の推移



★七色の麦 紹介ビデオ視聴
七色の麦の様子をホームページに掲載しています。



2、権利擁護・虐待防止・身体拘束適正化の取り組み

★虐待の種類

(1)身体的虐待

利用者の身体に外傷を生じ、若しくは生じる恐れのある行為を加え、または正当な理由なく利用者の身体を拘束すること。

(蹴る・殴る・たばこを押しつける・熱湯を飲ませる・食べられないものを食べさせる・食事を与えない・戸外に閉め出す・部屋に閉じ込める・縄などで縛る等)

(2)性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること、または利用者をしてわいせつな行為をさせること。

(性交・性的暴力・性的行為の強要・性的雑誌や DVD を見るように強いる・裸の写真や映像を撮る等)

(3)心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応または不当な差別的言動、著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(「そんなことをすると外出させない」など言葉による脅迫・「何度言えばわかるの」など心を傷つけることを繰り返す・成人の利用者を子ども扱いするなど自尊心を傷つける・馬鹿にする・無視する・他者と差別的な対応をする等)

(4)ネグレクト

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、前三項に掲げる行為と同様の行為の放置、利用者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(自己決定といって放置する・失禁をしていても衣服を取り替えない・栄養不良のまま放置・病気の看護を怠る・話しかけられても無視する・拒否的態度を示す等)

(5)経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。(利用者の同意を得ない年金等の流用など財産の不当な処分)

★身体拘束例外三原則

身体拘束等とは、利用者の生活の自由を制限することであり、利用者の尊厳ある生活を阻む行為であり、次の緊急やむを得ない例外三原則を満たさない行為をいう。

- ① 切迫性 : 利用者等本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性: 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性 : 身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

※例外三原則を満たす場合でも、本人又は家族の同意が必要であることに留意すること。

★社会福祉法人麦の虐待防止・身体拘束適正化の取り組み

- 虐待防止・身体拘束適正化委員会の開催
- 年1回以上の研修実施
- 時事や日常的な出来事をとらえた1枚新聞の掲示やLINEでの啓発
 - ・他施設などの事例紹介
 - ・写真などを使ったクイズ形式の1枚新聞
- 七色の麦の対応
 - ・同性介助を原則としています。
 - ・各居室の施錠は、行っていません。(玄関のみ施錠)
 - ・強度行動障害のある方について、外に出てしまう方がであっても拘束せずマンツーマン対応を取っています。
 - ・基本的に金銭預かりは行っておらず、施設において立替にて日用品等の購入をしています。家族から日常的に必要とされるものや緊急でない限り家族の同意を得て購入しています。
 - ・家族会を開催し、意見の聴取、経費の説明等を行っています。

★丁寧な総括を実施し、職員全体で権利擁護に取り組んでいます。

毎年、各施設の取り組みや利用者一人ひとりの対応などについて報告書をまとめています。

1年の振り返りを行う中で、利用者一人ひとりの暮らしの質が向上するよう職員資質向上、権利擁護意識の向上に努めています。☞別紙参照

3、苦情解決の取り組み

要望・苦情等申立先

当事業所 ご利用相談窓口	・窓口担当者 [麦の里施設長] 村松 勇哉 ・ご利用時間 9:00～ 17:00 ・電話番号:0561-65-3011 FAX:0561-65-3012	
	・苦情解決責任者 [第2麦の里施設長] 渡邊 照予	
第三者委員	上田 孝	・所在地 :名古屋市熱田区神宮 2-3-4 ・電話番号:052-682-7911 ・FAX :052-682-7916 ・NPO 法人あいち障害者センター ・受付時間 10:00～17:00
瀬戸市役所 福祉課	・所在地:瀬戸市追分町64 ・電話番号:0561-88-2612 FAX:0561-88-2615 ・受付時間:8:30～17:15	
愛知県社会福祉 協議会 運営適正化委員 会	・所在地:名古屋市東区白壁町1丁目50番地 ・電話番号:052-212-5515 FAX:052-212-5514 ・受付時間:9:00～17:00	

4、防災対策の取り組み

★法人全体の防災備品

社会福祉法人麦 防災対策備品 備蓄の状況			
番号	品名	個数	備蓄場所
1	発電機 ホンダエネポ	2	七色の麦1階倉庫
2	ホンダエネポ 並列運転コード	1	七色の麦1階倉庫
3	蓄電池 Suaoki G500	1	麦の里1階倉庫
4	蓄電池 Suaoki G500	1	緑色の麦.収納庫
5	蓄電池 Suaoki G500	1	青色の麦収納庫
6	卓上コンロ	3	緑色の麦.収納庫
7	卓上コンロ	1	青色の麦収納庫
8	カットボンベ	6	麦の里1階倉庫
9	カットボンベ	3	緑色の麦.収納庫
10	カットボンベ	12	青色の麦収納庫
11	LED吊り下げランタン	10	麦の里1階倉庫
12	LED吊り下げランタン	5	緑色の麦.収納庫
13	LED吊り下げランタン	5	青色の麦収納庫
14	卓上吊り下げ型ランタン	2	緑色の麦.収納庫
15	デスクライト	1	緑色の麦.収納庫
16	アームライト	1	青色の麦収納庫
17	サーチライト	1	緑色の麦.収納庫
18	非常用トイレ	600	麦の里1階倉庫
19	非常用トイレ	200	緑色の麦.収納庫
20	尾西食品アルファ米	900	七色の麦1階倉庫
21	長期保存水2ℓ	450	七色の麦1階倉庫
22	レジャーシート600*1800*15mm	72	七色の麦1階倉庫
23	災害救助用毛布	80	七色の麦1階倉庫
24	防災アルミブラケット	190	七色の麦1階倉庫
25	ヘルメット	144	各施設
26	防災頭巾	10	麦の里一時保管
27	軍手 M/L	720	七色の麦1階倉庫
28	電池	フェーズフリー	各施設
29	バリアフリーテント	1	七色の麦1階倉庫
30	バリアフリートイレ用テント	1	七色の麦1階倉庫
31	非常用自家発電機 単相・三相	2基	麦の里駐車場

七色の麦(赤色の麦・緑色の麦・福祉避難所スペース・青色の麦)スプリンクラー全館配備

★日用品等については、フェーズフリー用品として整備していく予定です。

●フェーズフリーとは・・・

「平常時(Phase)」と「非常時(Phase)」の境界をなくし(Free)、普段の生活で使っているモノやサービスをそのまま災害時にも役立てよう、という新しい防災の考え方・概念です。特別な防災グッズを別途用意するのではなく、日常使いの品が災害時にも「+α」の価値を発揮することで、無理なく負担なく備えができ、日常生活の質も向上させることが目的です。特に、普段の生活で使う衛生用品や日用品を少し多めに買い置きし、消費したら使った分だけ買い足し常に一定量の新しい備蓄を保つローリングストックに注目しています。今後必要なものの洗い出しを行っていく予定です。

★今後、七色の麦、第2麦の里に非常用自家発電機を配備する計画です。

★福祉避難所指定 七色の麦1階に福祉避難所スペースを設置しています。
福祉避難所とは、災害時に高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者など、一般の避難所生活では困難な特別な配慮が必要な人(要配慮者)が安心して避難するための施設です。二次的避難所とも呼ばれ、体育館などの一般避難所での生活が難しい人が、必要に応じて開設され、介護や専門的な支援が提供されます。

5、仲間(利用者)からのお話

6、七色の麦(赤色の麦・緑色の麦)施設内見学

7、青色の麦施設内見学

品野町1丁目に移動(当法人の車輛にて移動します)

8、まとめ(七色の麦にて)

会議参加者からのご意見

参考タイムテーブル

13:00 開始 七色の麦について説明 ビデオ視聴 七色の麦ビデオ 施設内見学

14:00 青色の麦へ出発

14:15 青色の麦到着 青色の麦内見学

14:25 青色の麦出発

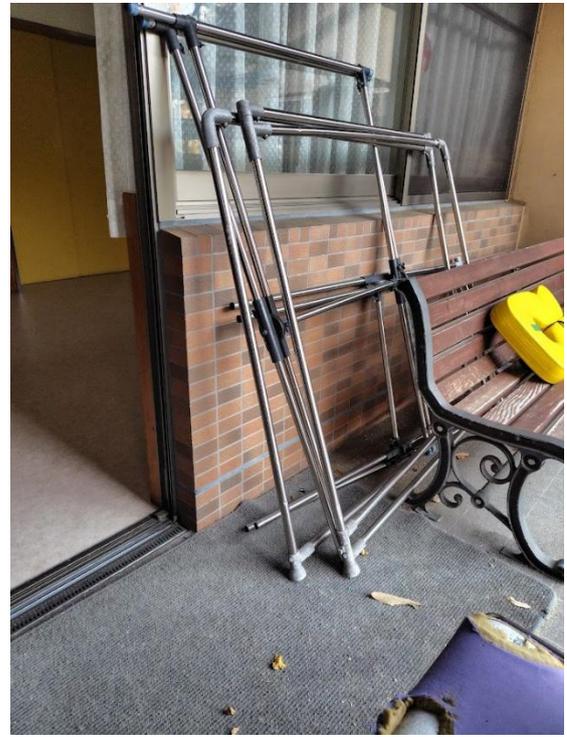
14:40 七色の麦到着 まとめ ご意見聴取

15:00 終了

写真 1

どっちが安全？

写真 2



合理的配慮の欠如

障害のある人から配慮を求める意思表示があつたにもかかわらず、社会的障壁を取り除くために必要な調整や便宜が、過度な負担にならない範囲で提供されなかったことを指します。これは「障害を理由とする差別」の一つと見なされます。「麦」には視覚に障害のある方や、状況判断が難しい方が多く利用しています。日常のあらゆる場面で配慮が必要です。意思表示がなくとも障壁を除くことが求められます。

観察・想像・改善する力が災害時には必要

人手不足で日常業務が大変！細かいことに目配せする余裕がない！確かに日常の業務をこなしていくのは大変ですね。でも安全で安心できる空間はとても大切です。観察する力は「気づく」こと、想像する力は「予測すること」。そして改善する力は「危険を取り除くこと」につながります。日常的にこうした力を身に着けることは災害時にも有効です。ほんのひと手間が安全安心につながります。

2025.11.28